一般社団法人日本経カテーテル心臓弁治療学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 日本経カテーテル心臓弁治療学会 と称する。英文では、 Japan Transcatheter Valve Therapies と表示し、略称を JTVT とする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を大阪府吹田市山田丘2番2号に置く。

(目的)

第3条 本法人は、経カテーテル的心臓弁治療に関わる全分野の医療従事者が、その研究・臨床成績の発表や講演等の活動を通して、緊密に意見交換や学術交流を行い、 国内における同治療の安全かつ有効な普及と臨床成績の向上を図ることによって、 学術の発展と医療福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 学術集会及び学術講演会等の開催
 - (2) 研究発表・討論内容の記録と発信
 - (3)機関誌・図書の刊行
 - (4) 関係分野における教育・啓蒙
 - (5) 関係学術団体及び医療従事者との連絡及び協力
 - (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の掲示板に掲示してする。

第2章 会 員

(会員の構成)

- 第6条 本法人の会員は、次の5種とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) 社員

本法人の目的に賛同して入会した正会員のうち、理事会において特に承認を受けた者

(2) 正会員

本法人の目的に賛同して入会した医師

(3) メディカルスタッフ会員

本法人の目的に賛同して入会した医学研究者、看護師、技師その他医学並びに関連 領域に従事する個人

(4) 賛助会員

本法人の目的に賛同し、事業を援助する個人又は法人

(5) 名誉会員 この法人に多大な功績のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者

(入会)

第7条 正会員、メディカルスタッフ会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときにそれぞれ当該会員となる。

(会費)

- 第8条 正会員、メディカルスタッフ会員並びに賛助会員は、別に定める入会費及び年会費を納入しなければならない。
 - 2 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも 退会することができる。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該 会員を除名することができる。
 - (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 年会費の納入が継続して3年以上されなかったとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第11条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (3) 除名されたとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第13条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、

毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事 長が招集する。
 - 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員 総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求すること ができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議 決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもっ て行う。

(議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を本法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議 長及び当該社員総会において選任された議事録署名人2名以上がこれに署名し、 又は記名押印しなければならない。

第4章 役 員

(役員)

- 第20条 本法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上3名以内
 - 2 理事のうち、理事長1名、副理事長1名を置き、理事長及び副理事長をもって一般法人 法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する
- 3 その他役員の選任、資格等に関し必要な事項は、理事会が別に定める規程による。 (理事の職務及び権限)
- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行 する。
- 2 会長は、法令及び本定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を 作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び 財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の満了 する時までとする。
 - 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(名誉理事長及び顧問)

- 第26条 本法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長は、理事長、副理事長経験者のうちから総会の決議を経て選任する。
- 3 顧問は、理事、監事経験者のうちから総会の決議を経て選任する。
- 4 名誉理事長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 5 名誉理事長及び顧問の選任、資格等に関し必要な事項は、理事会が別に定める規程による。

第5章 理事会

(構成)

- 第27条 本法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1)業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順 序により他の理事が招集する。
 - 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催する ことができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故等による支障があるときは、当該理事会において選任された他の理事がこれを行う。

(決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第32条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その 提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録によ り同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があった ものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長、副理事長及び監事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 本法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理 事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。こ れを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類 を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出 し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号 までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及 び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第37条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権 の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3分の2以上に当たる多数の決議により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、 本法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈 与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

- 第41条 本法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、 委員会を設置することができる。
 - 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 関連団体との協力

(相互協力)

第42条 本法人は、経カテーテル的大動脈弁置換術関連学会協議会に協力して活動を行い、経カテーテル的心臓弁治療の安全かつ適正な普及活動を図るものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第43条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財 務資料等を積極的に公開するものとする。
 - 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第44条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 補 則

(委任)

第45条 本定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのないその他の事項については、すべて一般法人法その他の法令 の定めるところによる。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第47条 本法人の最初の事業年度は、本法人の成立の日から平成28年4月30日までとする。

(会員資格の取得)

第48条 任意団体「日本経カテーテル心臓弁治療学会」の正会員である者は、本法人の 成立の日に本法人の正会員の資格を取得したものとする。

(設立時の役員)

第49条 本法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。 設立時理事 木村 剛・後藤 剛・齋藤 滋・坂田泰史・澤 芳樹・志水秀行 白井伸一・高梨秀一郎・髙山守正・新浪 博

設立時代表理事 澤 芳樹

設立時監事 小川久雄·小林順二郎

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 本法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。 設立時社員 氏名 澤 芳樹 設立時社員 氏名 髙山守正

附 則(令和3年8月28日改正)附 則(令和5年7月29日改正)本定款の変更は、令和5年7月29日より施行する。

上記は当法人の現行定款に相違ありません。

令和5年 7 月 29 日

一般社団法人 日本経カテーテル心臓弁治療学会 代表理事 志水 秀行

_	9	_
---	---	---